|  |
| --- |
| 特定非営利活動法人ワークス・アールブリュット推進協議会　定款   1. 総則   （名称）   1. この法人は、特定非営利活動法人ワークス・アールブリュット推進協議会という。   （事務所）  第２条　この法人は、主たる事務所を和歌山県日高郡みなべ町に置く。   1. 目的及び事業   （目的）  第３条　この法人は、障がいのある人や生きにくさを抱えている人たちに対して、芸術文化分野での感性を磨き自らを自由に表現する場やその仕組みをつくる為に、アールブリュット作家の育成と作品プロモーションに関する事業などを行う。そして、ノーマライゼーションの考えに基づき、障がいのある人が芸術作品を創作することによって、それらを仕事やライフスタイルの一部として主体的に選択し自立できることと、こころ豊かに誰もがそれぞれの違いを尊重しあう美しく活力のあるワークスタイル・アールブリュット活動の実現向上に寄与することを目的とする。  （特定非営利活動の種類）  第４条　この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。  　(1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動  　(2)社会教育の推進を図る活動  　(3)まちづくりの推進を図る活動  　(4)観光の振興を図る活動  　(5)農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動  　(6)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動  　(7)環境の保全を図る活動  　(8)地域安全活動  　(9)人権の擁護又は平和の推進を図る活動  　(10)男女共同参画社会の形成の促進を図る活動  　(11)子どもの健全育成を図る活動  　(12)職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動  　(13)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の  活動  （事業）  第５条　この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。  （1）特定非営利活動に係る事業  ①　あーとの教室運営事業  ②　わわわアールブリュット・プロモーション事業  ③　デザイン・プロダクツ事業  ④　調査研究事業  ⑤　その他第3条の目的を達成するために必要な事業  第３章　会員  （種別）  第６条　この法人の会員は、次の2種とし、運営会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。  (1)　運営会員　この法人の目的に賛同し、積極的に運営に参画する意思がある個人及び団体  (2)　賛助会員　この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体  （入会）  第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。  ２　会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。  ３　代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。  （入会金及び会費）  第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。  （会員の資格の喪失）  第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。  (1)　退会届の提出をしたとき。  (2)　本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。  (3)　継続して1年以上会費を滞納したとき。  (4)　除名されたとき。  （退会）  第10条　会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。  （除名）  第11条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。  (1)　この定款等に違反したとき。  (2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき  （拠出金品の不返還）  第12条  　既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。  第４章　役員及び職員  （種別及び定数）  第13条　この法人に次の役員を置く。  　(1)　理事　3人以上10人以内  (2)　監事　1人以上2人以内  ２　理事のうち、１人を代表理事、1人を副代表理事とする。  （選任等）  第14条　理事及び監事は、総会において選任する。  ２　代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。  ３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。  ４ 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。  （職務）  第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。  ２　代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。  ３ 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときはその職務を代行する。  ４ 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。  ５ 監事は、次に掲げる職務を行う。  (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。  (2)　この法人の財産の状況を監査すること。  (3)　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。  (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。  (5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。  （任期等）  第16条　役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。  ２　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。  ３ 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。  ４　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。  （欠員補充）  第17条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。  （解任）  第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。   1. 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。 2. 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。   （報酬等）  第19条 役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。  ２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。  ３ 前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。  （職員）  第20条　この法人に、事務局長その他の職員を置く。  ２　職員は、代表理事が任免する。  第５章　総会  （種別）  第21条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。  （構成）  第22条 総会は、運営会員をもって構成する。  （権能）  第23条 総会は、以下の事項について議決する。  (1) 定款の変更  (2) 解散  (3)　合併  (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更  (5) 事業報告及び活動決算  (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬  (7)　入会金及び会費の額  (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄  (9) 事務局の組織及び運営  (10) その他運営に関する重要事項  （開催）  第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。  ２ 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。  (1)　理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。  (2)　運営会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または  電磁的方法をもって招集の請求があったとき。  (3)　第15条第５項第４号の規定により、監事から招集があったとき。  （招集）  第25条 総会は、第24条第２項第３号の場合を除き、代表理事が招集する。  ２ 代表理事は、第24条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。  ３ 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも総会の５日前までに通知しなければならない。  （議長）  第26条 総会の議長は、その総会において、出席した運営会員の中から選出する。  （定足数）  第27条　総会は、運営会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。  （議決）  第28条　総会における議決事項は、第25条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。  ２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した運営会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  ３　理事又は運営会員が総会の目的である事項について提案した場合において、運営会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。  （表決権等）  第29条　各運営会員の表決権は、平等なるものとする。  ２　やむを得ない理由のため総会に出席できない運営会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の運営会員を代理人として表決を委任することができる。  ３ 前項の規定により表決した運営会員は、第27条、第28条第２項、第30条第１項第２号及び第45条の適用については、総会に出席したものとみなす。  ４　総会の議決について、特別の利害関係を有する運営会員は、その議事の議決に加わることができない。  （議事録）  第30条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。  (1)　日時及び場所  (2)　運営会員総数及び出席者数（書面表決者又は電磁的方法表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）  (3) 審議事項  (4) 議事の経過の概要及び議決の結果  (5) 議事録署名人の選任に関する事項  ２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が記名、押印しなければならない。  ３　前２項の規定に関わらず、運営会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。  　⑴　総会の決議があったものとみなされた事項の内容  　⑵　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称  　⑶　総会の決議があったものとみなされた日  　⑷　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名  第６章　理事会  （構成）  第31条　理事会は、理事をもって構成する。  （権能）  第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。  (1) 総会に付議すべき事項  (2)　総会の議決した事項の執行に関する事項  (3)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項  （開催）  第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。  (1)　代表理事が必要と認めたとき。  (2)　理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。  (3)　第15条第５項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。  （招集）  第34条 理事会は、代表理事が招集する。  ２ 代表理事は、第33条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。  ３ 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的記録をもって、少なくとも理事会の5日前までに通知しなければならない。  （議長）  第35条　理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。  （議決）  第36条 理事会における議決事項は、第34条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。  ２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  （表決権等）  第37条　各理事の表決権は、平等なるものとする。  ２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的記録をもって表決することができる。  ３ 前項の規定により表決した理事は、第36条第２項及び第38条第１項第２号の適用については、理事会に出席したものとみなす。  ４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。  （議事録）  第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。  (1) 日時及び場所  (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面または電磁的記録表決者にあっては、その旨を付記すること。）  (3) 審議事項  (4) 議事の経過の概要及び議決の結果  (5) 議事録署名人の選任に関する事項  ２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が記名、押印しなければならない。  第７章 資産及び会計  （資産の構成）  第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。  (1)　設立の時の財産目録に記載された資産  (2) 入会金及び会費  (3) 寄付金品  (4) 財産から生じる収益  (5) 事業に伴う収益  (6) その他の収益  （資産の区分）  第40条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。  （資産の管理）  第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。  （会計の原則）  第42条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。  （事業報告及び決算）  第43条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。  ２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。  （事業年度）  第44条　この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。  第８章 定款の変更、解散及び合併  （定款の変更）  第45条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した運営会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第３項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。  (1)　目的  (2)　名称  (3)　その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類  (4)　主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）  (5)　運営会員の得喪に関する事項  (6)　役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）  (7)　会議に関する事項  (8)　その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項  （9） 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）  （10）定款の変更に関する事項  （解散）  第46条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。  (1)　総会の決議  (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能  (3)　運営会員の欠亡  (4) 合併  (5)　破産手続き開始の決定  (6)　所轄庁による設立の認証の取消し  ２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、運営会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。  ３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。  （残余財産の帰属）  第47条　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第３項に掲げる者のうち、解散時の総会で決定する者に譲渡するものとする。  （合併）  第48条　この法人が合併しようとするときは、総会において運営会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。  第９章 公告の方法  （公告の方法）  第49条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。  第10章　名誉職  （名誉職の設置）  第50条　理事会の決定により、必要に応じてアドバイザー、顧問などの名誉職を設けることができる。  ２　名誉職は理事会にて選任し、本人の承諾をもって就任とする。  ３　名誉職は、本法人に対していかなる義務や権限を持つものではない。  第11章 雑則  （細則）  第51条 この定款の施行について必要な細則は、総会の議決を経て、代表理事がこれを定める。  附　則  １　この定款は、この法人の成立の日から施行する。  ２ この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。  代表理事　　　　 玉置徹  副代表理事　　　 古川新十郎  理事　　　　　　 西尾章子  同　　　　　　 　波多聰  　　　　　　　 原田富子  　　　　　　　　　 石橋玄  監事 　 松本健太  ３ この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第１項の規定にかかわらず、成立の日から2016年3月31日までとする。  ４　この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、設立総会の定めるところによるものとする。  ５ この法人の設立当初の事業年度は、成立の日から2015年12月31日までとする。  ６ この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。   1. 入会金   個人　　　　0円  団体　　　　0円  法人　　　　0円   1. 会費   運営会員　　　　　　　 0円（1年間分）  賛助会員　　個人　　 　0円（1年間分）  団体　10,000円（1年間分）  法人　10,000円（1年間分） |